3回目の新型コロナウイルスワクチン接種券を発送（12月2日時点）

国の方針では、ワクチンの３回目接種は、２回目の接種が終了してから８カ月以上経過した人が対象となります。これを受けて市では、２回目の接種が完了した人に、終了後７カ月を経過した月に接種券を順次発送しています。12月に発送する対象などについては次のとおりです。

▼**対象**　令和３年５月に２回目のワクチンを接種した人（主に高齢者施設の入所者、従事者）

▼**接種券の発送時期**　12月下旬に、住民票上の住所へ発送します。

▼**接種場所**　原則として、前回接種した高齢者施設や医療機関で接種してください。

※詳しくは、各施設等へ確認してください。

▼**その他**　次の場合は、接種券が届きません。

①他の市区町村で２回接種した後に、弘前市へ転入した→市へ発行申請をしてください。

②接種券発送後に住民票所在地を変更した→変更後の住所地での再発行が必要です。市内で転居した場合は弘前市へ、市外へ転居した場合は転居先の自治体へ発行申請をしてください。

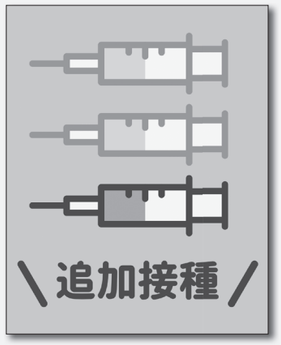

■**接種手続きなどに関する相談窓口**　弘前市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター（☎0120-567-745、月～金曜日＝午前９時～午後８時、日曜日・祝日＝午前９時～午後５時、土曜日と12月29日〈水〉～１月３日〈月〉は休み）

皆さんの意見を市政に反映します

弘前市食品ロス削減推進計画（案）への意見募集（パブリックコメント）

国民運動として食品ロス削減を推進することを目的とする「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元年10月に施行されました。この法律の趣旨を踏まえ、「弘前市食品ロス削減推進計画」の計画案がまとまりましたので、市民の皆さんから意見や提案を募集します。

▼**募集期限**　１月14日（金・必着）

▼**閲覧方法**

○市のホームページから閲覧

○次の場所での閲覧（土・日曜日、祝日および年末年始を除く、午前８時30分～午後５時）

環境課（市役所２階）、市役所総合案内所（市役所１階）、岩木総合支所総務課（賀田１丁目）、相馬総合支所民生課（五所字野沢）、市民課駅前分室（駅前町、ヒロロ３階）、市民課城東分室（末広４丁目、総合学習センター内）、各出張所

※市民課駅前分室は土・日曜日、祝日も閲覧可。

▼**対象**　①市内に住所を有する人、②市内に事務所または事業所を有する個人および法人など、③市内の事務所または事業所に勤務する人、④市内の学校に在学する人、⑤本市に対して納税義務を有する人または寄付を行う人、⑥本計画（案）に利害関係を有する人

▼**提出方法**　指定の記入用紙または任意様式に、氏名（法人等の場合は名称と代表者氏名）、住所、在住・在学の別（任意様式の場合は対象①～⑥のいずれか）、件名（任意様式のみ「弘前市食品ロス削減推進計画（案）への意見」など）を明記し、次のいずれかの方法で提出してください。

❶郵送…〒036-8551、上白銀町１の１、環境課宛て

❷環境課へ直接持参（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

❸ファクス…37-7271

❹Eメール… kankyou@city.hirosaki.lg.jp

❺「わたしのアイデアポスト」へ投函

※記入漏れがある場合や電話など口頭での意見は受け付けしません。

▼**意見の公表など**　寄せられた意見などは、計画策定の参考とするほか、後日集約し、氏名・住所を除き、対応状況を市ホームページで公表します。なお、個別の回答はしませんので、ご了承ください。

■**問い合わせ先**　環境課（☎32-1969）

事業の継続を支援します

タクシー及び運転代行事業者事業継続支援金

市では、新型コロナウイルス感染症の影響で、極めて深刻な状況となっているタクシーや運転代行事業者に事業継続の支援金を交付します。

▼**交付対象**　新型コロナウイルス感染症の影響で、令和３年４月～９月の間で、連続する２カ月の合計事業収入が、令和元年または令和２年の同月と比較して30％以上減少している事業者

※令和元年度の市税等に滞納がないことや今後も事業を継続する意思があることなどの条件あり。

▼**支援金の額**　申請時点で所有する車両台数に次の金額を乗じた額

①タクシー事業者＝国土交通省東北運輸局に登録し所有する事業用自動車１台につき７万5,000円

②運転代行事業者＝青森県公安委員会に届出し所有する随伴用自動車１台につき５万円

▼**申請方法**　１月31日（月）までに、「令和３年度弘前市タクシー及び自動車運転代行事業者事業継続支援金交付申請書兼請求書」に必要事項を記入し、添付書類を添えて提出してください。

※詳しくは市ホームページ（QRコード）で確認するか問い合わせを。

■**問い合わせ先・申請先**　地域交通課（市役所３階、☎35-1124）

どうする!? 空き家

空き家の適正管理と相談先　冬 WINTER

■**問い合わせ先**　建築指導課空き家対策係（弘前圏域空き家・空き地バンク協議会事務局、☎40-0522）
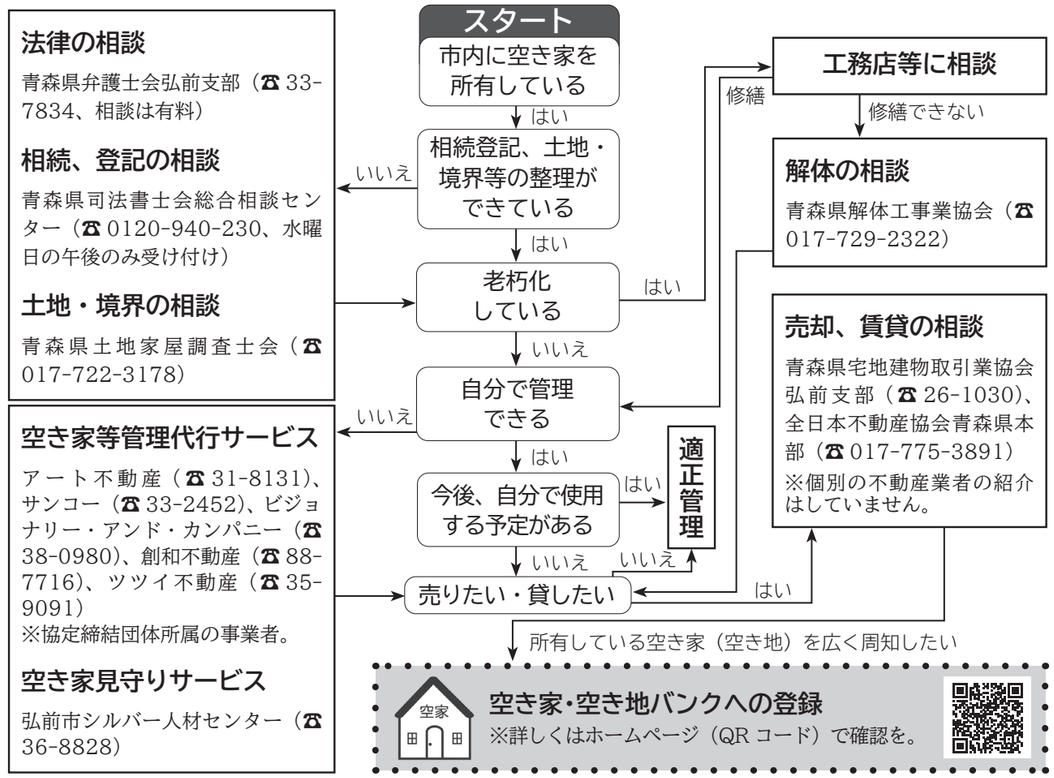
空き家を適正に管理するには、状況や目的に応じた対応方法や相談先を検討する必要があります。このフローチャートでは、空き家の状態や今後どうしたいかを明確にし、それらに適した対応方法と相談先を導きます。**どうすればいいかわからない人は、まずは建築指導課へお問い合わせください。**